

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 千葉伝

- 1 日時
平成 19 年 3 月 14 日（水曜日）
午前 10 時 5 分開会、午後 0 時 3 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
千葉伝委員長、中平均副委員長、渡辺幸貫委員、佐藤正春委員、佐々木大和委員、
田村誠委員、小野寺好委員、阿部富雄委員
- 4 欠席委員
大宮惇幸委員
- 5 事務局職員
石木田担当書記、大坊担当書記、伊藤併任書記、藤川併任書記、佐久間併任書記
- 6 説明のため出席した者
高前田農林水産部長、東大野農林水産企画室長、齋藤農政担当技監、
千田林務担当技監、沢田農林水産企画室特命参事、宮農林水産企画室特命参事、
杉原農林水産企画室企画担当課長、小原農林水産企画室管理担当課長、
松岡団体指導課総括課長、平澤団体指導課指導検査担当課長、佐々木流通課総括課長、
及川農業振興課総括課長、平賀農業振興課担い手対策担当課長、
宮下農業普及技術課総括課長、佐々木農村計画課総括課長、
須藤農村建設課総括課長、小原農産園芸課総括課長、山田農産園芸課水田農業担当課長、
樋澤畜産課総括課長、三浦畜産課振興・衛生担当課長、西村林業振興課総括課長、
及川森林整備課総括課長、石川森林整備課整備担当課長、藤原森林保全課総括課長、
藤沼森林保全課特命参事、大森水産振興課総括課長、渡部水産振興課漁業調整担当課長、
佐々木漁港漁村課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第 55 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
(2) 受理番号第 89 号 県営太田地区圃場整備事業について請願
(3) 受理番号第 92 号 県関連施設の給食委託入札について請願
- 9 議事の内容

○千葉伝委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。大宮惇幸委員が所用のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、執行部より平成 18 年度いわての森林づくり推進事業の取り組みについて発言を求められており、本日の審査終了後、これを許したいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 55 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○樋澤畜産課総括課長 議案第 55 号権利の放棄に関し議決を求めることについて、御説明申し上げます。議案その 2 の 168 ページをお開き願います。議案の内容につきましては、便宜お手元にお配りしております資料、権利の放棄に関し議決を求めることについてにより御説明申し上げます。

まず、資料の 1 でございます。議案提案の趣旨でございますが、御案内のとおり社団法人岩手県肉牛生産公社は平成 17 年度末に解散しまして、平成 18 年 4 月以降、清算事務を進めてきたところでありますが、清算所要見込額が確定し、同公社から県貸付金の一部が返済不能となったため、当該返済不能額について債権放棄するよう要請がありまして、この県貸付金にかかる債権の一部を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2 の権利放棄の内容でございますが、貸付金の名称は岩手県肉牛生産公社経営改善資金貸付金、貸付年月日は平成 17 年 4 月 1 日、貸付額は 16 億 5,271 万 2,000 円でございます。また、償還期日は昨年 2 月議会で御審議いただき、平成 18 年 3 月 31 日となっております。償還期日を 1 年延長しまして、平成 19 年 3 月 31 日までとしておりまして、権利放棄の内容は、貸付金元金 16 億 5,271 万 2,000 円のうち 15 億 1,979 万 9,276 円にかかる債権でございます。

次に、3 の公社清算見込額でございますが、昨年 2 月県議会での補正予算提案時点での清算にかかる所要見込額と最終見込額とを表にして比較してございます。債務超過額は職員退職金の圧縮、牛や農機具、車両等の資産売却益の増などによりまして、約 8,358 万円余りを圧縮してございます。

それから、施設解体等に要する経費は、当初全面解体を予定していたところを施設利用者との交渉によりまして一部解体に努めた牧場がありましたことや、業者の競争等により、解体工事費が当初見込額より減少したことなどによりまして、約 6,013 万円を圧縮してございます。

それから、清算事務費は、中間払い消費税の支払いが必要となったことなどによりまして、約 1,243 万円増加いたしました。なお、公社は平成 17 年度末に解散し、18 年度は牛の出荷等の事業を実施しておりませんので、中間払いした消費税 982 万円余りの大部分はことし

6月の月上旬ごろに公社に清算還付される見込みとなっております。

それから、雑収入でございますが、牧場施設の貸付料の収入など約 192 万円の収入があり、清算事務費に充当することとしております。この表は清算にかかる経費を記載してございますので、充当する収入は、便宜三角表示してございます。

以上のとおり、清算経費の圧縮等に努めた結果、清算所要額は 15 億 1,979 万 9,276 円となりまして、県には 1 億 3,291 万 2,724 円が償還される見込みとなったところであります。

それから、その下は、4 番は公社清算手続の日程等の主なものでございますけれども、本件債権放棄議案を議決していただいた後、債権放棄の可否について県から公社に通知いたしまして、3 月中に県に一部償還金を納入してもらおうということになります。5 月下旬には公社の通常総会が開催されまして、清算見込額の報告のほか残余財産、先ほど御説明いたしました 6 月上旬ごろの還付見込みとなっております消費税、清算金等ですが、この残余財産の処分方針の決定を予定してございます。

なお、残余財産につきましては、公社清算に当たって県が多額の負担をせざるを得ない状況でありますことから、最終的に県に寄附していただくということで調整させていただく予定でございます。6 月中旬ごろに残余財産の処分を行いまして、県に清算終了の届け出をして清算を終えるという予定にしております。

それから、次に資料 2 ページは清算見込額の内訳でございます。1 は債務超過額でございますけれども、平成 17 年度末の累積欠損金 17 億 6,304 万 2,114 円に対しまして、牧場施設など公社資産の処分による資産処分損、それから資産売却益収入、雑収入、出資金放棄等によりまして、最終的な債務超過額は 14 億 3,641 万 8,954 円となっております。

それから、次に施設解体費等につきましては、牧場の返還処分にかかる経費の内訳について各牧場ごとに記載してございますので、8 牧場合計で 6,487 万 5,946 円でございます。

それから、3 番目の清算事務費につきましては、経費の主なものについてその内訳を記載してございますので御覧いただきたいと思っております。

次に、資料の 3 ページでございますが、公社の解散処理スキームを図にしております。昨年 2 月県議会で御説明しましたとおりのスキームで処理を終えることができる見込みでございます。図の左下に書いてございますけれども、出資団体の支援、債務圧縮への協力等ということでございますが、牛や農機具等の資産の買い取り、あるいは売掛金の一部相殺、長期借入金の利子負担等ということで、出資団体から合計 4 億 963 万円余りの御協力をいただいたところでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○千葉伝委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤正春委員 肉牛生産公社の権利の放棄についてということですが、我々いつも言うのだけれども、行政というのは継続なのでよね。だから、今この場面に当たって、部長は、怒られたって、おれがやったのではないからと言うかもしれないけれども、行政というのは継続なのだから。だから申し上げる。何で今さらと私は思うのです。なぜならば、お手元に

いっていると思うのだけれども、平成12年2月の定例会で私は申し上げているのです、知っているでしょう。どういうことかという、そのときに私が言った要点を申し上げると、平成12年度の当初予算で経営改善対策補助金1,000万円のほかに9億5,900万円も貸し付けしているが回収できるのかと申し上げている。累積の欠損金についても申し上げています。そのときに私が何て言っているかという、思い切ってこの際解散したらどうかと言っている。そのときの佐藤農政部長は何て言っているかという、私も非常に荷が重い、そのとおりだ、しかし、何とか牧場の飼養頭数も大幅にリストラをかけて再建にもう1回チャレンジさせてくださいと、こう言っているのだよな。

きょうとあしたは最後だから、ぐあい悪いけれども、無理をして出てきたのです。頭では出ない方がいいかと思ったけれども。私は何回もそのことを申し上げている。

最後に農政部長が答弁したことは、もう一度チャレンジをさせていただいて、平成14年度には何とか単年度で黒字転換できるようにしたいということです。こういう経過があるのだ。そういう経過の中でどうですか。今債権放棄しますと。いよいよせば詰まったのですね。それから6年経過して赤字が5億円ふえているのです。この5億円の赤字はだれが負担するのですか。佐藤農政部長は退職してもういない。その農政部長が言った答弁というものをあなたが引き継いでいるわけなのだ、これは。行政というのは継続なのだから、引き継いできたのです。この5億円はだれが払うのか。最終的に15億円を放棄するというのでしょうか、ここで。こういうことをしているのです、むだ遣いを。

今問題の競馬組合もそう、森のトレーもそうなのです。そのときに一緒に質問している藤沢の国営農場もそうなのです、開発事業も。県が主導してやっているのだから。こういうことを我々が、ほかの人はみんな賛成したのかもしれないけれども、何人かの議員が取り上げて言っているのです。特に肉牛生産公社については、私は必ず言っているのです、2回ぐらい言っている。私が人がいいと思って、なめていたわけではないだろうけれども、軽く見ていたのではないか。正春先生のことだから、あの人は1回言って終わりだからなんて、そういうことでしょうか。いいかい、もう一回言うよ。6年経過して赤字が5億円ふえているのだ、おれがやめると言ってから。そして、今15億円を放棄するというのだ。だれの責任だ。

○高前田農林水産部長 ただいまの肉牛公社の関係で、平成12年2月の定例会で委員の方から御指摘いただいたということでございまして、それ以降の赤字の増加の責任ということでございます。平成12年にそういう御議論をいただきまして、公社の方でも経営改善に取り組んだということでございますが、実は、その後、1つはBSEの発生といった問題がありまして、非常に牛肉価格の低迷といったような状況もございまして、結果として赤字が拡大してしまったということでございまして、経営努力にもかかわらずそういうふうなこともございまして赤字が拡大してしまったということについては、非常に深く反省をして、重く受けとめなければならないというふうに思います。

○佐藤正春委員 今さら言ったってしょうがないけれども、やはりこうして公式の議会で答弁しているのだから、平成14年までに改善します、何とかチャレンジさせてくださいと、

こう言っているわけでしょう。これ引き継いでいるのだよ、みんな農林水産部は。そういう意味で真剣味が足りないのだよ。我々、議会というのは何かというと、まずチェックをすることなのだよ。そうしてチェックをしてきているのです。いよいよせっぱ詰まって、いつもこれだ。我々から見ると、あなた方は2年間すると交替するものだから、ババ抜きと同じなのだ。今ここでババをつかんでいるのが農林水産部長だけれども、県職員が、自分らの先輩がやったことをいいことも悪いことも自分らが引き継いでいるのだと、そしてやはり県政のためにどうしたらいいか、県民のためにどうしたらいいかということを真剣に考えてもらわないとね。そういう点について、私は警告を発しておきます。以上です。

○阿部富雄委員 清算人というのはどういう方々がやられてきたのかお尋ねいたします。

○樋澤畜産課総括課長 清算人は平成18年4月から清算事務を行っているわけでありまして、清算人の代表としましては農林水産部長でございます。それから、全農の本部長、それから農協中央会の副会長でございます。それから前の肉牛生産公社の専務理事でございます。

○阿部富雄委員 そうしますと、それぞれ団体に所属して、団体に雇用されているという、そういう方々でございますよね。あえて清算人報酬というのを支払うべき立場の人たちではないものというふうに私は思うわけでありましてけれども、結果として二重取りという、そういうふうな形になっていると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

○樋澤畜産課総括課長 清算人の報酬につきましては、前の肉牛生産公社の専務理事でその清算事務に実際に携わっている人がございます。その人の分だけの報酬といったようなことございまして、その他の清算人については報酬は見ておりません。

○阿部富雄委員 清算事務費の内訳では、清算人報酬2人分200万円というふうに書いてあるのですね。そうしますと、今の説明では肉牛生産公社の専務理事1人だということですが、この違いはどういうことなのですか。

○樋澤畜産課総括課長 失礼しました。もうお一方、清算人で前の肉牛生産公社の理事でございました方が1名入っております、その方が前の専務理事と一緒にあって清算事務に実際に携わってきているということでございます。失礼いたしました。

○阿部富雄委員 もう一度確認しますけれども、肉牛生産公社の専務理事と理事というのは、報酬関係は公社との関係ではなかったということですか、この1年間というか、清算事務をしている間は。

○樋澤畜産課総括課長 この1年間はそれぞれ月額10万円と5万円をそれぞれ報酬として支払われてございます。

○阿部富雄委員 支払ったというのはわかるわけですね、200万円というふうに書いてありますから。問題は、清算人報酬を受け取った方は、肉牛生産公社との間での雇用関係といたしますか、まだ解散されていなかったわけでありまして、そこから給料なり報酬というものはもらっていなかったということですかということを知っているのです。

○高前田農林水産部長 今、委員御指摘のとおり、肉牛生産公社としては報酬の方は支払い

をしておらず、このお二方の分は課長から答弁させていただいた分だけが報酬として支払われております。

○阿部富雄委員 今度は数字が合わないですね。1人が10万円、1人が5万円。そして200万円というのはどういう内訳になるのですか。なかなかばしっと説明が来ないものですかからね。

○樋澤畜産課総括課長 200万円は来年度4月以降6月まで清算事務が一部残りますので、清算終了まで。先ほど申しあげました金額10万円、5万円というのは180万円になりますけれども、残りの20万円分は、それプラス4月から6月までの清算人の、まさに日額的なお金でございますけれども、報酬を見ております。

○渡辺幸貫委員 社団法人肉牛生産公社というのは、いわゆる第三セクターということですね。そうすると、第三セクターに対して今まで恒常的に補助金を支出してきて、そして、その結果大きな赤字ができた。こういうことについては、最近どこの第三セクターも大変な赤字で訴えられることが多い。第三セクターは議会で設立当初から議決をされて設置されてきたものなのか。そしてまた、補助金支出が適正であったのか、要するに公益性が大変あるのだというふうなことが立証できるようになってきたのか、現実的にですよ。そして、今清算に当たっても、結論はこれも補助金で出すということの性格に受け取られてもやむを得ないのではないかと思います、その点についてお答えください。

○高前田農林水産部長 肉牛生産公社は社団法人ということでございまして、設立に当たっては、県の方から出資金という形で出資をして事業を運営してきたということございまして、毎年度の事業資金として貸し付けをしてきた貸付金の一部を今回の処理に当たって債権放棄をお願いしているというものでございます。

○渡辺幸貫委員 さっき申し上げたとおり、まず設立に当たって、議決によってできているかできていないか。これがまた判例の大きな疑問点。実は皆様もおわかりだと思いますが、競馬のときにもお話ししましたが、下関の関釜フェリーの際に、第三セクターをつくって、そこがやっとうまくいなくて赤字になった。そして、それで係争があつて最高裁で平成17年3月に判決があつて、それに至る経過の中で一審、二審は難しかったけれども、補助金支出が是とされたのです。その発端がまず出資されたときに議決されていたと、議決のもとにこの会社ができ上がったのですということも大きな要素だったんですね。そういう点で、岩手県の場合は出資法人を気軽につくってきたのではないかなど、肉牛生産公社のみならずですよ。林業公社だとかいろいろなものが出てくるでありましょう、これから。それらの発端をお聞かせいただきたいと思ひます。

○東大野農林水産企画室長 第三セクターに対する出資の関係でございましてけれども、第三セクターに出資あるいは出捐する場合には、当然予算が必要でございまして、予算について議会の議決をいただいて出資し、あと民法法人であれば、行政機関の方で設立許可をするということになってございまして、設立してきた経緯と申しますのはこういうふうと考えてございます。

あと補助金につきましても、その都度予算化させていただいて、執行機関の方で執行させていただいてきているという経過だと考えてございます。

○渡辺幸貫委員 予算としては議決されているということですね、結論からいえば。要するに、設立についての議決はなかったということですね。

○東大野農林水産企画室長 肉牛生産公社の例でいいますと、社団法人、民法法人でございますので、設立の許可自体は県で出すというのが法令の規定と存じております。

○渡辺幸貫委員 判決事例を見ていますと、それが通れば別にいいのですけれども、それは私が決断するのではなくて、どこかが決断するのでしょうか。いろいろ問題になったときに困らないようにしてほしいということでもあります。最後にまた、この支出についてはやむを得ず、清算することは私も賛成なのです、どこかでけりをつけなければなりませんから。この議論については大分前から清算するときにもいろいろなことを言いました。公益性があったということ、例えば家畜改良事業として大変貢献したということがきちんと明記されているようにしておかないと、どうもひたすら岩手の短角牛を売りながらこの事業体そのものが何となく生きてきた、そして経済効果があったというところだけではかなり難しいので、ぜひその辺はきちんとした書類を整備されて、県としても住民監査請求のないような処理をしていただくことを要望して終わります。

○千葉伝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉伝委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉伝委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉伝委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情について審査を行います。受理番号第 89 号県営太田地区圃場整備事業について請願を議題といたします。

県当局に参考説明を求めます。

○須藤農村建設課総括課長 それでは、県営太田地区圃場整備事業について請願が出されている点につきまして、お手元の説明資料に基づいて説明を申し上げます。

この請願は、県営圃場整備事業で整備いたしました盛岡市上太田上吉本 101 番の水田に係る排水路について、現地と公図が一致していないので、安定した形状の排水路に更正し、公図と現地形状を一致させることという内容で、水田の所有者から出されたものでござい

ます。水田の位置につきましては、資料3ページの位置図に示してございます。盛岡市上太田地内、盛岡市立高校の南側にある市道に面した場所でございます。

次に、資料4ページの説明図によりまして概要を説明申し上げます。この図面は公図をもとにして作成した図面でございますが、請願があった水田は下側、黄緑色で着色しております101番と表示した水田でございます。現在はこの排水路は赤の点線で示したように市道の敷地内に塩ビ管が埋設されております。

それでは、1ページに戻りまして、これまでの経緯を説明いたしますが、説明図とあわせて御覧いただきたいと思っております。地区の概要でございますが、この地区は昭和49年度から昭和60年度にかけて実施いたしました県営圃場整備事業太田地区で工事を実施したところでございます。この位置は、昭和54年度に工事を施工したものでございます。

これまでの経緯でございますが、この水田は101番、778平方メートルでございますが、道路と宅地に囲まれた土地でございます。当人の了解のもと、昭和54年度工事において畑地として整備いたしましたので、用排水路は設置いたしませんでした。

工事が完了した翌年7月に、畑地として南屋敷氏に一時利用地指定を行ったものでございます。この一時利用地指定と申しますのは、換地処分を行って所有権が確定するまでの間、暫定的に土地の利用を指定するものでございます。

昭和56年ころ、隣接の畑地、100番と表示しているところでございますが、その所有者は畑地の雨水などを排除するために、みずから排水路を掘削施工いたしました。その際、排水路施工について南屋敷氏と話し合ったことはなかったということでございます。

昭和58年になりまして、南屋敷氏から、この土地の用水の確保は可能であると、排水は既存の排水路に排出が可能であるということから、この101番を畑から田に地目変更してほしいという要望が出されました。この時点でT氏が独自施工したとの認識があったかは不明でございます。むしろ既存の水路が水路敷として確保されているものと思込んでいたのではないかと考えられます。

昭和59年、この要望に基づいて一時利用地指定の変更を行いまして、地目を田に変更しております。

昭和61年、事業が完了いたしまして換地処分、7月に登記が完了しております。

その後、平成13年ころになってからですが、この水田に面している市道の拡幅工事の話が出てまいりまして、その拡幅工事に伴って、隣接の畑地の既存排水路が撤去されるということになったために、排水路を確保してもらうよう鹿妻穴堰土地改良区に申し入れがございました。

平成13年3月以降は、南屋敷氏が弁護士を依頼してまいりましたので、その弁護士を介しまして、盛岡市と土地改良区との間で排水路の機能確保について協議を行ってまいりました。

その結果、本人の了解のもとに、市道の占用申請を行うとともに既存の排水路と同等の機能を有する管水路、これは直径15センチの塩ビ管でございますが、それを本人の負担も得

て、土地改良区が平成14年3月に市道敷地内に設置したものでございます。このことによって、この水田の排水機能は確保されております。

その後、南屋敷氏は従前の素掘り水路にしてもらいたいというふうに主張を変えてきたため、土地改良区と南屋敷氏、それから弁護士との間で種々協議を行ってまいりましたが、合意に至りませんで、一たん同意したものを覆すのではこれ以上交渉にならないということで、平成14年11月に弁護士は代理人を辞任しております。

2ページにまいりまして、その後も協議を重ねてまいりましたが、管水路の維持管理についての不安が示されたために、平成14年1月に通常の維持管理は使用者本人が行うものの、施設の補修などが必要な場合は土地改良区と協議しながら対応するといった確認書を、土地改良区と南屋敷氏との間で取り交わしております。

その後、平成16年、17年にかけてでございますが、さらに盛岡地方振興局及び当農村建設課に対して、従前の素掘り水路に復元してほしいと、改めて主張をしてまいりました。そこで、隣接の畑地の一部を南屋敷氏が用地買収した上で水路を設置する方法はどうかということをご提案いたしまして、隣接の所有者と交渉いたしましたけれども、売却を拒否されたために素掘り水路の設置には至っておりません。

また、その当該管水路を市の農林課が引き取って管理するという案も提示いたしましたが、本人は主張を変えておりませんで、現在に至っております。

この件につきましては、平成18年の1月と10月、県議会議長あて陳情書が2度提出されておまして、19年1月17日付でこの請願が出されたというものでございます。

これについての県としての見解でございますが、以前、隣接の畑地にあった排水路は、その畑地の所有者がみずから設置したものでございますけれども、南屋敷氏は青線の排水路であったと誤解しているものと思われ、排水路の設置と公図への復元を主張しているものでございます。

県といたしましては、当時の換地手続については、異議申し立てもなく了していること、それから、現況と公図は一致していること、水田としての排水機能が確保されていること、管水路の設置や確認書の取り交わしなどにおきまして弁護士を介しながら本人の署名捺印を得て進めてきたこと、これらのことからこれまでの手続に問題はなかったと考えております。

また、土地改良区や市とともに考えられる最善の方法を提示してきたにもかかわらず、それについて受け入れられないのであれば、これ以上の対応は不可能であると考えております。以上で説明を終わります。

○千葉伝委員長 ただいまの説明に対し、質疑、御意見等はありませんか。

○阿部富雄委員 質疑ではなく質問です。排水路の設置と公図の復元を主張しているということですが、換地前の公図では水路敷はなかったということと理解していいですか。それとも換地後の公図には水路敷がないというふうに理解するべきなのですか。どちらなのですか。

○須藤農村建設課総括課長 これは換地前といいますか、整備した時点から排水路敷はなかったということでございます。

○阿部富雄委員 整備してからはなかったでしょう。整備する前のもとの公図では水路敷というのはあったのですか。そこを聞いているのです。

○須藤農村建設課総括課長 今説明いたしました 101 番の土地は、もともとは水田でございましたので、整備前の公図には水路敷はあったというふうに思っております。それを本人の希望で畑として整備したものですから、排水路は設置しなかったということでございます。

○阿部富雄委員 ちょっとわからない。換地する前、いわゆる整備する前の図面では、公図では水路敷として載っていたのですかということを知っているのです。載っていたか、載っていないかだけでいいのです、余計なことではなくて。それが判断材料だと思うのです。

○須藤農村建設課総括課長 失礼いたしました。整備前の公図には載っておりません。

○千葉伝委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉伝委員長 ほかに質疑がなければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○佐藤正春委員 議会がもうないので、継続というのはないのだから。

○千葉伝委員長 休憩します。

(休憩)

(再開)

○千葉伝委員長 それでは、再開いたします。

本請願の取り扱いをいかがいたしますか。

○渡辺幸貫委員 却下すべきだと思います。

○佐藤正春委員 賛成、反対の採決をとってください。賛成多数、反対多数。

○渡辺幸貫委員 最初に賛否を言ってもらってから。

○千葉伝委員長 1 人は不採択ということですが。渡辺委員は不採択ということですね。

○渡辺幸貫委員 不採択です。

○千葉伝委員長 佐藤正春委員は。

○佐藤正春委員 採択。

○渡辺幸貫委員 採択だと個人の利益を…。

○千葉伝委員長 休憩します。

(休憩)

(再開)

○千葉伝委員長 それでは、再開します。

本請願について採択の意見と不採択の意見がありますので、採決をします。結論を出さないという人はだれかいましたか。

○阿部富雄委員 休憩中に言った話ですから、継続にしてもいいのではないかというのは、休憩中だから、それは議題にしないでください。

○佐々木大和委員 取り下げでもいいと思うよ。わが会派から紹介議員に入っている。

○千葉伝委員長 本請願について採択の意見と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉伝委員長 起立少数であります。よって本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 92 号県関連施設の給食委託入札について請願を議題といたします。県当局に参考説明を求めます。

○佐々木流通課総括課長 それでは、県関連施設の給食委託入札についての請願について御説明申し上げます。

まず最初に、委託入札について当農林水産部で対応する理由を申し上げます。県営工事等の工事入札と異なりまして、委託業務につきましては、その業態が多様で、県の部局として委託業務を統一して所管している部、課は現在ございません。したがって、県の委託業務につきましては、発注者ごとの仕様書によりそれぞれの施設で、それぞれの事情や毎年度の予算などを勘案して委託契約の手続を行っているのが現状でございます。そのため、流通課といたしましては、本県農林水産業の振興のため、可能な限り県産食材の利用促進を図っていく必要との観点から対応したものでございます。

次に、給食関係の県産食材の利用促進の状況でございます。これまで知事を会長といたしまして、行政、生産者団体、流通加工団体等、20 団体の長で構成される岩手地産地消推進機構が推進母体となりまして、学校給食での県産食材の利用拡大や食品産業での県産食材の利用促進に努めてまいりました。その結果、学校給食におきましては、平成 14 年の重量ベースで 47.6%の県産食材使用が、平成 16 年には 52%というふうに向上了りしてございまして、県立病院におきましても 45.8%から 51.4%まで向上了りしてきたというふうな現状でございます。

それで、きょうお示した資料についてでございますが、現在県立施設の給食業務委託状況につきましては、契約件数が 37 件ということで、これは県立学校の寮関係が 19 件、それから病院が 8 件、それからその他消防学校とか林業技術センターとかの給食が 10 件ということで計 37 件、合計が 2 億 7,300 万円ほどの給食の委託契約になってございます。契約業者につきましては 13 社ということで、県内が 6 社、県外が 7 社でございます。県内ですと代表的なのがメルク株式会社、それから県外でございますとシダックスというふうな業者が入ってございます。

ちなみに、給食業務委託における県産食材の利用については、既に仕様書において県産食材の使用を義務づけて仕様書を作成しているところが 8 件、それからいまだそういう要件を課していないのが 29 件というふうなことになってございまして、利用事例としては(2)にございますように、例えば米、乳製品は 100%県産材料を使用することとか、あるいは大

豆製品、肉類、野菜類、魚介類は 30%以上使用してくださいとか、あるいは重量ベースで全材料の 40%以上の県産材料を使用してくださいというふうな仕様書が、これは医療局の病院の給食の関係で事例がございます。このほかに、委託仕様書に記載しないで、それぞれの病院単位で直接食材を購入して調理しているというふうな例もございます。

それで、今後の対応でございますけれども、地域における地産地消や食育を推進して地域経済を活性化させていくため、県関連施設が率先して可能な限り県産食材を利用していくことは、極めて重要なことと考えております。したがって、発注仕様書に県産食材利用割合を盛り込むなど、各施設に対して引き続き農林水産部として利用拡大を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

特に、これまで取り組みが弱かった社会福祉施設については、社会福祉研修所の施設給食担当職員研修や社会福祉協議会における各種総会、研修会において、県産食材の利用促進について普及啓発をしてまいりたいと考えてございます。

また、岩手県外食産業協議会との共同により、県外観光客などを対象とした県産食材を活用したメニュー開発の支援や、生産者と外食事業者との勉強会の開催など給食供給システムを検討してまいりたい。加えて、多数の従業員を有する関東自動車などの大きい事業所に対しましても、商工労働観光部と連携を図りながら、米を初めとして県産食材の利用を働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、入札対象企業については、各施設で判断していくこととなりますけれども、契約期間につきましては、お手元の資料でございますように長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が、平成 18 年 1 月 1 日から施行されてございまして、給食業務は複数年契約が可能というふうなことになってございます。

県といたしましては、この請願にこたえてさらに地産地消に取り組んでまいりたいというふうに考えています。以上です。

○千葉伝委員長 ただいまの説明に対し、質疑、御意見等はありませんか。

○中平均委員 契約業者数 13 社のうち、県内 6 社、県外 7 社ということでございましたけれども、仕様書における県産食材の使用の義務もしくは奨励について、仕様書に県産食材を使えと書いてあるのが 8 件、ないのが 29 件ということだと思うのですが、この中でさらに、有と書いてある県内食材を使う 8 件に対する県内業者、県外業者の割合と、無 29 件の県内業者、県外業者の割合というのを教えていただきたいと思います。

○佐々木流通課総括課長 大変申しわけございませんが、その細部までは、現在調査してございません。

○中平均委員 例えば仕様書に県産食材を使いなさいと書いている業者がどちらかといえば県内業者の方が多いか、それと関係なく出ているかという、その統計といたしまして、それがわかれば、地産地消をやっていく上で、これからの契約に仕様書でもっと載せるべきだとかというのが出てくると思います。そういう意味での質問であったわけで、そこを今出してくれとかではなくて、地産地消の中でそういう面も含めながらやっていくことが必要

なのではないかと思えます。

あと、事例といいますか、あくまで意見なのですけれども、例えば県外業者さんにかわって、かえって料理が温かくなってよくなったと、変な話なのですが、そういう意見もたまにあるのです。そういった面を含めて地産地消をやって、さらに地元の県内業者を使ってもらって、食べる人たちとの人間的交流というふうなことも請願に書いてあります。そういうのも盛り込んだ形のものが必要ではないかなと私個人は思っています。

○佐々木流通課総括課長 今委員御指摘の点を踏まえて、さらに再度精査して統計資料を持った上で、消費者側の意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○小野寺好委員 農林水産部でわかるかどうかあれですが、具体例として議員会館の食堂はこういったものなののでしょうか、あれは違うのでしょうか。

○高前田農林水産部長 議員会館の食堂につきましては、たしかメルクだというふうに理解しておりますが、どういう形でメルクと契約が行われているかについてはちょっと承知いたしておりません。

○小野寺好委員 この条例はリースなんかで非常に有用だというような気がするのですが、そうではない1年ごとに業者がかわっても別に支障がないものについてどうかなと思うのですけれども、給食について、例えば年数10年間ですとかと決めた場合と、2年間ですとか、いずれも複数なのですけれども、10年間とか決めてしまった場合、なかなか交替できないわけですね。その場合、県内業者にとって必ずしも有利とはいえない、そういったような気がするのですけれども、複数年というのはどの程度なのでしょうか。

○佐々木流通課総括課長 確におっしゃるとおり、野菜等についてはその年々で豊作、不作等もありまして、安定的に供給できるという前提でやるわけですので、通常複数年という場合は2年程度というふうに私どもは考えてございます。

○渡辺幸貫委員 それは長期ですか。

○佐々木流通課総括課長 長期というか、複数年です。

○渡辺幸貫委員 これは非常に微妙なことだと思うのです。米とか、特に乳製品なんかもルートが決まっているから、これは100%県産材を使用しなさい、これらはおのおの30%以上使用することなんて言うと、そのどこかのルートをきちんと押さえているところは、おまえにだけ岩手県産の牛乳を卸しますと、例えばくずまき牛乳とか。大手ブランドではまずいよ、これだけおまえだから、おまえが絶対こういうの落ちるよというようなことを、大豆でも何でもいいですよ、全農いわてなんていうところと組めばそれなりの効果があらわれるというふうになると、どなたかが余り競争せずに受け取り、そしてまた長期契約を締結することができるということになってくると、それが果たして土木の競争入札と全く違う方向に行きはしないかというふうに心配をするのですが、いかがでしょうか。

○佐々木流通課総括課長 確かに委員御指摘のとおり、そのような懸念もないわけではありませんので、そこは適宜各施設と、それからこれまで納入してきた業者等との信頼なり仕入れ先なり、それぞれの施設ごとの契約というのがこの委託業務の原則でございまして、

それを踏まえた上で、なお一層、県産食材を使ってくださいというふうに要請してまいりたいと考えます。

○千葉伝委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉伝委員長 ほかに質疑がなければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○中平均委員 請願内容を見れば、地産地消のことについてのということでもありますし、これは採択でよろしいのではないですか。

○渡辺幸貫委員 私は、限りなくグレーなのですと流して、3つ目の結論を出さないというのがいいと思います。

○千葉伝委員長 採択、結論を出さないとの意見がありますが、ほかにはありませんか。休憩します。

(休憩)

(再開)

○千葉伝委員長 再開いたします。

本請願については、採択と、結論を出さないとの御意見がありますので、さきに結論を出さないとすることをお諮りしたいと思います。

○千葉伝委員長 休憩します。

(休憩)

(再開)

○千葉伝委員長 それでは再開いたします。

本請願について、結論を出さないとの意見と採択の意見がありますが、まず結論を出さないことについて採決をいたします。

本請願は、結論を出さないとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉伝委員長 起立多数であります。よって、本請願は結論を出さないことに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終了いたします。

この際、執行部から平成18年度いわての森林づくり推進事業の取り組みについて発言を求められておりますので、これを許します。

○西村林業振興課総括課長 それでは、お手元の資料の中に平成18年度いわての森林づくり推進事業の取り組みについてという資料を配らせていただいております。これについて御報告を申し上げます。

まず、取り組み状況についてでございますが、この事業は大きく分けて2つございまして、1つはいわて環境の森整備事業、これはいわゆる所有者の管理が見込めないが公益的機能が期待される森林について、人工林の強度間伐を行いまして針広混交林へ転換しようとい

うものがございますけれども、18年度の目標面積1,000ヘクタールに対しまして753ヘクタールの見込みとなっているところでございます。

もう1つは、(2)でございますが、県民参加の森林づくり促進事業、これは地域の力を生かしまして地域それぞれにおける森林整備を公募いたしまして、それに対して支援しようというものでございまして、今年度の目標が10事業でございますけれども、申請が15事業ございました中で、評価委員会の審査を受けまして、10事業の採択をしまして実施したものでございます。

2ページ目、3ページ目に、ただいまの取り組みの事例を掲載しております。恐れ入りますが、2ページをお開き願います。これは、先ほどの(1)のいわて環境の森整備事業の事例でございます。上の方が北上市の口内の地内で行われたものでございまして、樹種はスギでございます。林齢は28年生から57年生というところで、面積が27.17ヘクタール、間伐率が55%ということでございます。こういった林床にも下草がないところを間伐いたしました結果が右の方の整備後ということでございまして、かなりの日照が当たっておるということでありまして、これによりまして、広葉樹の進入を促しまして、針広混交林へ誘導しようというものであります。

下の方は、これは釜石の関係でございまして、スギ、ヒノキ、アカマツを主体とした樹種でございますが、林齢が24年生から64年生でございます。面積が5.53ヘクタール、間伐率が本数でもって50%ということでございまして、このとおり林床を確保して、これは広葉樹の進入を促して、針広混交林に仕立てるということでございます。間伐材はこのように集積しております。

次のページ、3ページをお開き願います。これは、先ほど1ページの(2)の部分でございまして、地域力を生かしました森林整備を公募して、その結果支援したものでございますけれども、2つの事例を載せております。

上の方が遠野市の事例でございますけれども、これは地域住民及びボランティアによりまして、身近な里山林の整備ということでございます。里山林といいますのは、ちょっと前は薪炭、燃料のまきとか、あるいはシイタケとか、そういった生活に密接な、かかわりのある資材を確保するために、各地域にあったわけですが、それが今は石油とか、あるいはスーパーに物がいっぱい売られているということで、そういった昔からなじみの深い地域の森林が荒れているというところがございます。そういった里山林を再生しようというものでございます。実施した主体は遠野市で、自治体を中心にして行ったものでございますけれども、参加人数が延べで238人になっておりますが、その内訳を見ますと、地域住民の皆さんが3割、それとあとは愛護少年団の子供たち、あるいは学生の参加が約3割、ボランティアの皆さんが3割、そういった方に参加をいただいて、延べ238名の方の参加をいただいたものであります。

また、下の方の事例でございますが、これはNPO法人いわて森林再生研究会でございまして、これは盛岡市に本部があり会員が121名ほどいらっしゃると思っております。これも地域の

森林についてボランティアで、無報酬で森林整備を行った事例でございます。場所は盛岡市及び滝沢村の地内でございます。左の写真がスギでございます、右が雑木の林で、この雑木はかなり萌芽した後、全く手をかけられないでいて萌芽が四方八方タコの足みたいに古木があって、それにツタが絡まっているという状態でございます。それを除去してきれいな天然林にして、地域の皆さんに親しんでいただくものでございます。参加は延べ133名の皆さんに参加をいただきました。これはほとんど会員の皆様による手作りによる森林整備でございます。以上が事例でございます。

1ページに戻っていただきまして、このように行った結果、課題がございます。さきの決算特別委員会の審査において御説明させていただきましたけれども、いわて環境の森整備事業、いわゆる(1)の強度間伐ですが、事業の整備後においても公益的機能が持続的に発揮されるということが非常に大事ですので、ある程度要件を示しております。ここにありすとおりの保安林の指定とか、あるいは長期協定、これは20年でございます。あとは強度間伐で雪害が大丈夫かと、そういったことで所有者が不安に思っているということがありますので、そういった不安を解消するのがまず一番の大きな課題だというふうに考えております。

また、県民参加の森林づくり、地域の公募の方ですが、平成18年度を初年度としてスタートしたのですが、年度途中からということもありまして、春の植樹活動への対応ができなかったということもあります。やはり内容、趣旨について初年度でもありましたので、県民に対しかなり広報したのですが、理解を深められなかったかなということがございます。そういった課題も出てきました。

今後の対応方向といたしましては、いわて環境の森整備事業でございますけれども、これは今年度1,000ヘクタールの目標だったわけですが、平成19年度からは1,500ヘクタールというふうになってまいりまして目標が高くなるわけですが、年度当初から、テレビとか新聞、いわてメールマガジンですとか、そういったメディア、媒体を通しまして計画的な広報を行うことが必要だということと、先ほど申し上げましたとおり、森林所有者に対しては皆さん、かなり要件についての不安があるようでございますので、まずもって今年度やったところを見てもらうということをしてしたいと思います。各振興局におきまして、今年度行った場所を見ていただいて理解をしていただくということです。昨年も現地を見ていただいたわけですが、50%の間伐と言ったけれどもやってみた結果はさほどでもないなという意見がかなりありました。当然切る木は被圧されている、要するに弱った木とか、汚損している木とか、あるいは細い木とか、そういったものを切ってもらっていますので、結果的には、そんなに山がすかすかになるということはありません。そういったものを現地で見させていただくことが必要かと思ひまして、そういうことを開催しながら所有者の皆さんに十分に理解をいただいて1,500ヘクタールの目標を確保したいというふうに考えているところでございます。

また、県民参加の森林づくり促進事業については、先ほど申し上げましたとおり、春の植

樹活動というものが平成 18 年度間に合わなかったものですから、1 月から平成 19 年度としての事業の企画を募集しておりまして、今のところ 16 件の応募があるわけでございまして、既にそういった動きをしております。

それと同時に、内容について今年度どういうことをやったかということを広く皆さんに知っていただくために、県のホームページで今年度の事例を紹介いたしまして、県民の皆さんの関心も高まるように努めたいと思っています。そういった方法でもって来年度の実業の確保を図って、森林の環境の保全にさらに努めてまいりたいと思っていますところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○千葉伝委員長 この際、何かありませんか。

○佐々木大和委員 今回の報告についてでありますけれども、いわて環境の森整備事業の進捗率 75%をどう評価するのか、微妙なところであるわけです。実際当初予想したとおりで、もっと反応が大きいものであるべきだと私は思ったのですが、そこで課題になっています 3 つの点、これに対して対応が必要なのではないかと。今後の対応の中で、その部分が直接うたわれていないので、ここをやらなければ 1,500 ヘクタール、さらにまた進捗率の 75%というのは、むしろ下がる危険性もあるのではないかと、そう思ひます。

最初から問題だったのは、言ったとおりで、保安林の指定問題ですね。そもそもが保安林でないところに植樹をしたものを途中で保安林に切りかえるのは最初から無理な話だ。これは初めから考え過ぎではないかと思ひました。こういうことはやってはだめだと思ひます。保安林指定を外す。次に長期協定。この長期協定も普通は、一般の補助金は 10 年ぐらいではないですか、それを倍にしているから、なかなかこれもうまくいかない。

例えば 50 年のところをやれば、20 年の協定で 70 年、自分なりにはもう使えるという判断が出てきたときに迷うところがあるから、高齢級の間伐にはちょっと問題がある。その辺はやっぱり見直す必要がある。強度間伐というのは 1 回しかやらないので、これについてももう 1 回ぐらいチャンスがありますよというのをつけてやった方が山の現場ではいいのではないかと。50%にいきなりいかないで、30%、30%というふうなことをしても、かなりこの効果は上がる。そういう現実の対応が今後の課題のところを示されないと、幾ら現場を見てもこの面積がふえていけば、やる方ばかりが苦勞するというところで、実際の課題はそこにあると思ひて見ましたので、ぜひそういうところにストレートに取り組んでもらいたいたいと思ひます。そうでないと、これはせつかく県民から税金をいただいてこういう事業までつくったわけですから、これは競争してみんなが利用するような環境にしてやらないと、本旨はそこにあるのです。今、山に手を入れなければいけないというところからできた税金ですから、これは 100%以上常に要求されて、次年度まで待つというくらいの事業にならなければ、この意味をなさないと思ひますので、そういう運びをするように是非検討をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○西村林業振興課総括課長 佐々木委員からのお話、特別委員会の審査の際もお話ございました。我々としては、今後の対応方向に書いております森林所有者の皆さんからの御理

解をいただくというところにまずもって力を傾注したいと思っておりますが、あわせてそういう森林所有者の不安といいますか、要求に関することについても、今後所有者の皆さんの御意見をお伺いするということがあります。あるいは有識者で構成する事業評価委員会が現在設置されておりますけれども、そういった委員会からの意見、そういったことも踏まえまして、必要に応じて事業内容の見直しも含めて、適切に対応をしてみたいと思っております。

○佐藤正春委員 私も、またまた入院中ございまして、同僚議員には大変御迷惑をかけました。競馬問題で連日大変白熱した議論があったわけございまして、採決が明日にずれましたものですから、この際委員長の許可をいただきまして、競馬問題について別の角度からちょっとお尋ねをいたしたいと、こう思っている次第であります。

先ほども申し上げましたが、行政も継続であると同時に、私どもの議会もやっぱり継続でなければいけないと、こう思っております。議会では御案内のとおり、歴代の競馬組合の議長は議会から出しています。でありますから、この歴代の議長によっては、やはり後ほどまでいろいろな影響が出ることは当然でございます。今、経営悪化の責任というものを明確にすべきだという議論が出ているわけございまして、私は当然我々が出した組合の議会の議長にも責任があるし、ひいては我々議会にも責任がある。このように自覚をいたしております。

297億円の融資の議案をめぐるしましては、きのうだか、おととい、岩手日報一面にて、行くも地獄、退くも地獄、同じ地獄なら負担の少ない方に行くしかない、愛馬行進曲、なんていうのが出てたのですがね。私も拝見したのですが、まず私が思うのは、当局も我々も反省しているのです。なぜここまで来るまでにチェックできなかったのかということを感じるわけございまして、昨日、知事は自分の判断の誤りであったと、これは初めて知事がみずから認めたわけですね。そして、責任所在をはっきりするために月給の何%だかわかりませんが、割合少ないのではないかな、知事のことだからな、いずれにしろ減額をすると表明したわけございまして、ならばやはり競馬組合の議長の責任はどうなのだ。我々はやはり同僚議員だから非常に言いにくいけれども、やっぱりはっきり言うことは言わないとこの問題は解決しないのです。競馬組合の議長の責任はどうなるのだ。例えば、競馬組合法、あるいは自治法上、議長の責任というものは、どの程度あるのかということ、実は思っているわけございまして。どうでしょうか。競馬組合の議長というものは競馬組合を総括してやってきたわけですから。責任があるのですか、ないのですか。悪化の責任はあるのですか、どうですか。この件について、あなた方には関係ないのですから、はっきりおっしゃい。私は同僚議員だから遠慮して語っている。

それから、競馬組合の赤字の最大の原因は新盛岡競馬場の建設にあるのです。この盛岡競馬場の建設には、私と共産党だけが反対したのです、当時。議事録を見てください。意見は述べているのです。共産党さんは割合何でも反対するのですが、私は与党として、なぜそんなに大きな物が必要なのだと、堂々と反対している。しかも当初予算236億円が最終的には

404 億円になっている。168 億円も膨らましている。なぜこうなったのか。経過とその責任の所在を伺いたい。

もう 1 点は、1 億円もする絵だとかブロンズ像、その後調べたのですが、非常に疑惑の多い競馬用の設備、特に走るときにぱっと開くゲートですか、あれはどこからどのように仕入れたのか、買って来たのか。聞いてみたところ、前はあのようなものではなくて何か簡単なものだったらしいけれどもね。どのくらいしたのか。その後、これを幾らで処分したのか。確認のためにお示し願いたい。私はこれを 1 回聞いているのですから、知事にも副知事にも。あなた方はわかっているわけだから。このことを改めて確認をいたしたいと思います。まず 1 点。

○高前田農林水産部長 まず最初に、競馬組合議会の責任というお話でございます。競馬組合議会におきましても、これまで競馬組合の問題についての経営改善ということで、その時々経営改善の計画ということをお諮りしていろいろ御議論いただいてきたところでございました。そういったようなことで、競馬組合のさまざまな取り組みについて、時々重要な時期にはお諮りをして御議論をいただいて取り組んできたということでございます。

それによって、そういった競馬組合の経営改善の努力が結果としてどうなったかということでございますが、御案内のとおり累積赤字が拡大するという結果にはなっております。ただ、競馬組合議会の方の責任ということでございますけれども、競馬組合議会におきましては、そういった経営改善の取り組みであるとか、経営状況であるとか、そういうことをその都度、真摯にいろいろ御議論いただきまして、いろんな御意見やら御助言ということをいただいております。

そういったようなことでございまして、特に競馬組合議会として、その法令に反した議論を行っているとか、そういう事実関係もございませんので、競馬組合議会の責任ということについては明らかに法令に反するというようなこともございませんので、問うことは難しいのではないかとこのように考えております。

それから、盛岡競馬場の関係でございます。御指摘のとおり、当初の事業費二百数十億円というものが結果として 400 億円を超えるような事業になってしまったということでございますが、それはもう何回か御説明させていただいておりますとおり、その途中段階でのいろいろな造成工事の関係、それからお客様に対するサービスの向上といったような観点から施設機能の拡充といったようなことを追加していったということで、結果として事業費が拡大してしまったということでございますけれども、これにつきましても反省すべき点はなかったのかということになるわけでございますが、やはり当初計画の段階でしっかりとした事業評価といいたしでしょうか、事前の計画というものを行っておくべきだということが今の段階としては反省事項としてあるというふうに私は考えております。

それから、3 点目でございますけれども、恐れ入りますが、本日、前回御質疑いただきました際の資料を持ち合わせておりませんので、細かな数字については承知いたしかねておりますので、御了承いただきたいと思います。

○佐藤正春委員 地方自治法 104 条、議長の権限。議会の議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理して、議会を代表する。こうあるわけですね。ですから競馬組合の議長もそれに準じるわけですね。地方自治法からいうと、議長というものは、その議会においていろいろ審議した議論というものを取りまとめて、その議会の代表、責任を持つということなのです。ですから、私から言うと、非常に残念ですが、競馬組合の議長に対する責任論が出てこないのですが、当然今度の問題の責任があるのです。これは我々も反省しなければいけない、我々が出しているのだから。ということは県議会にも責任があるということなのです。私はこのことを強く申し上げておきたい。

それから、盛岡競馬場は当初 236 億円、最終 404 億円ですが、168 億円も膨らんだのですね。この内容というのは御存じでしょう。組合保有の財政調整基金というのが足りなくなったのです。本来は組合自体でやっていくわけですからね。そして、そこに 250 億円借金しているのです。いわば組合議会の責任なのです、これも。250 億円の借金をしています。こういうものが、だんだんじわじわと尾を引いて今日に来ているわけですね。これはだれの責任ですか。知事ですか、組合の議長なのですか。あるいはかかわった人なのですか、農林水産部長ですか、だれの責任ですか。

それから、今御答弁がなかったのですが、1 億円もする絵とかブロンズ像について、当時千葉浩一副知事は私の質問について何と答えているか。県民の教養を高めるためにこれを購入したと、こう言っている。だいたい県民も競馬場で教養が高くなったのだな、これは。こう答弁しているのです、ちゃんと議事録を見なさい。ところが、別の職員に私聞いたのだ、そうしたら絵画とかプロジェクト、あるいは最新のゲート、馬っこがピュッと出るところ、こういうものが中央競馬会の有力者から押しつけられて、やむを得ず購入したと。なぜかと言うと、中央競馬会の御機嫌を損なうと、レースのときにいい馬を回してもらえない。だから買わざるを得ない。職員がこう言っているのです。まさか職員を連れてくるわけにはいかないからね。私は競馬やらないのだから、一回も行ったことがありません。だからずっといろいろ聞いて歩いた。そういうことは事実あるのですか。前はあったのですが、今はないのですか。今もあるのですか。

それから、無料入場券なるものがあるそうですね。競馬場の入場券というか、入場カードがあるそうですね。前は券だった。これが特定の人たちに配付されて、言ってみれば口止め料としてただでやっていたそうです。それは何であったか。その券で入ると特別席に入れるのだそうですね。これはどういう人がもらうか。好きな人がもらうのだろうか。そういう券があるそうです。これが特定の人にばらまかれている。そして、その職員から聞いた中には、それを換金する人もいたということですね。これは、実際わからないな、証拠がないからわからない。無料入場券なるものが、特別な席があるそうですね、今はどうかわからないが、コーヒーまで出たそうですよ、その特別席というのは、入ると。これは毎年何枚くらい発行されていたのですか。これをひとつお尋ねしたい。

それから、今部長から盛岡競馬場に対して答弁があった。これだって間違っているのだよ。

知事はちゃんと答弁しているのです、私の言うところの質問に対して。何と答弁しているかという、大規模事業については、その時々の方政に応じて適切に判断してきた、今後は計画段階から事前評価し県民によく説明した上で実施すると、こう言っているのです。あなたの答弁は違うではないですか。何聞いているの、あなたは。知事の部下ではないのか。知事の答弁とは違うのではないか。そういうでたらめなことだから、ずるずる、きょうまで来て、同僚議員は夜も寝ないで寝不足の中で毎晩、毎晩やっているでしょう。いいのですか。

そのほかにいろいろ競馬のシステムというものを私も同僚議員から聞いたのだけれども、よくわからないのだ、これが。賞金があって、それが馬主にあって、馬主から管理費として調教師にわたって、調教師から従業員にあって、どこでどういうふうに払われて、幾らあるのか、給料なのか。聞いてみると、つかみ金というものがあって、払うものもあるのだとか。こういうような非常に不透明な部分は、昔は競馬というのはのんびりしていたし、馬の振興とか、ある意味では賭博もあったからそういうものがあつたのかもしれない。

私の知ってる当時、水沢競馬では、今から40年ぐらい前に八百長があつて捕まつたことがあつて、話を聞いていると、馬というのは適当に走るくらいにして、1等とか2等とかできるそうだな。そういうことを言っておつた。今は、それはないだろうけれども。そういう意味では、非常に不透明なところがたくさんある、これは。まだまだ議会で説明されないところがたくさんあるのです。この点について、今申し上げたことについて、わからないところはいいよ、わかるところだけひとつお伺いしたい。

○高前田農林水産部長 何点か御質問いただきましたので、順次、お答えを申し上げたいと思います。

まず、盛岡競馬場の関係でございます。先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、当初の事業費230億円が結果として400億円を超える事業費になってしまったということに関してでございますけれども、盛岡競馬場の整備といったようなことを計画した段階におきまして、競馬の売り上げというのはまだ右肩上がりであつておきまして、そういったような状況の中で競馬場の整備の計画が策定されたということがございました。

したがいまして、確かに組合としてはその時点におきまして相当な起債というものを行いまして、事業着手をいたしたわけでございますけれども、当時の経営判断といたしますと、そういった競馬の売り上げというものが今後も伸びていくと、そういったような中で収益を確保して返済できるといったような判断のもとに事業が行われたというふうに認識をいたしております。

ただ、先ほども答弁させていただきましたとおり、計画の初期の段階できちんとした事業評価というものをやるべきだったという反省は、これは否めないというふうに認識をいたしております。そういったことであつて、売り上げが今後伸びていくといったような中で事業が進められたということも御理解をいただきたいと思つています。

それから、2つ目でございますが、絵画の購入にあつて中央競馬界との関係が何かあつたのではないかとことに関しての御指摘がございましたけれども、私はそういったこ

とについては承知をいたしておりません。

それから、無料入場券の関係でございます。これを何枚発行しているのかということに関しては、大変恐縮でございますが、今手元に資料がございませんので、現時点でどういう発行枚数になっているのかというのは承知をいたしておりませんが、競馬組合の方の無料入場券の配付の意図といたしましては、関係者であるとか、顧客といったような方に対してのサービスの一環としてこういう取り組みを行っているというふうに承知をいたしております。

それから、不透明な競馬事業のやり方、特に賞金等の流れになっているのではないかとというふうなお話がございますけれども、基本的に競馬事業については法律のもとで行われている、いわゆる公営ギャンブルということでございますので、そういったようなことはないのではないかとというふうに思っています。ただ、委員御指摘のとおり、それが外部、特に一般の方にわかるようなシステムになっているのかということに関しては、これは必ずしも十分ではない部分もあると思いますので、今後私どもとしては、そういう部分を払拭するためにも、いろいろな機会をとらえまして、そういう御疑問に答えていくような取り組みということを考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤正春委員 県の担当者はわからないのですか、そういう入場券なんていうのは。

○東大野農林水産企画室長 無料入場券の存在は承知してございましたけれども、来場促進という意味だと思っておりますけれども、それをどのような方にお渡しして利用しているかというところ辺りについては、大変申し訳ございませんが承知してございませんので、御了承いただきたいと思います。

○佐藤正春委員 私も同僚議員が集中審議した後なので、あえてここで答弁を強く求めませんが、やはり同僚議員にも聞かせたいわけよ、こういうことがあるということ。知らない人が多いのです。私は調べてきたから。こういう事実があるということ認識しながら決めていかないと、やみからやみにこういうものが葬り去られていいのかということ。です。

そこで、御案内のとおり、増田知事は建設業界の一致した推薦でもって当選したのです、当時。そこで、だれしも考えられることは、また我々も、漏れ聞いていることは、当時の大規模な事業、競馬場、花巻空港等々については業界が仕切っていたと言われております。だから、先ほど申し上げました 236 億円のを 404 億円、花巻空港もそうです、倍ぐらいに膨れあがっている。今説明したのはうそなのです。何でこんなに膨れ上がるのか。ダムなどで非常に困難な岩が出たとかならわかるけれども、何で盛岡競馬場が 168 億円も膨らませたか。考えられることは、建設業界の官製談合があったのではないかとうわさをされているのです。それは当然です。知事は、建設業界の全面的なバックがあつてとれた。本人はそういうことに手を出さないでしょうが、部下が業界と話し合いの中でどんどん、どんどんと公共事業を膨らませていくということがあり得るわけです。ここに全然メスが入っていない、手も入っていない。

ですから、私がそうだと言うのではないのです。非常に疑惑が多いということ。ただ

単に膨らんでいくのではなく、疑惑が多い、当時は。知事はその後2期、3期目からはこれはまずいと思ったのだか何だか知らないけれども、一切そういうものには触れなくなってきたけれども、そういう疑惑があるのです。今でも言われている。なぜならば、競馬場でも花巻空港でも、とった業者を見なさい。わかるではないですか、とった業者は何%でとったのですか。わかるのではないですか。地元の大手業者、パーセンテージをとればわかるのではないですか。そういうことが行われ、今日までそういうものの積み重ねがあるのです。競馬場の今日の行き詰まった状況は、これも一つの理由なのです。

ですから、あしたどうなるかわからないのですが、真の岩手競馬の再生というのを目指すのならば、こういうものはきちっとすべきで、やみからやみへ葬ってしまうとわからないでしまうから。特別な招待のカードだとか、あるいは1億円の絵だとか、中央競馬会から押しつけられたとか、これが癒着なのです。私も中央競馬会のボスなる人を聞きました。その人から押しつけられたと聞きました。非常に不明朗な部分があるのです、不透明な部分が。これを解明しないで、このままやめるとかやるとかという進退を決めるということは、私はそれは県民に対する裏切りだと思います。こういうものはきちんとして、その上でもってこれから競馬を続ける、あるいはやめるということを決定しなければ、そうでないとこれはこのままになってしまうのです。そういうことについて、議会は当然チェックしなければならぬ立場ですが、当局ではどう思うのですか。部長の見解を承ります。

○高前田農林水産部長 まず、盛岡競馬場の関係でございますけれども、これは事業費の増嵩した要因ということにつきましては、これまでも御説明をさせていただいておりますとおり、軟弱地盤、それから岩盤地層ということで工法変更をせざるを得なかった。それから、埋蔵文化財の調査範囲の拡大、アクセス道路の新設ということで、約90億円ほど増加をいたしておりますし、それからもう1回、2回目の計画変更におきましては、ファン関連施設の拡充、芝走路の設置ということで約84億円増加したということが要因となっております。

委員御指摘の大規模事業を業界が仕切っていたのではないかということに関しては、私はこういったような計画変更等につきましては、所定の手続きをきちんと経て、それできちんとした業者選定が行われたというふうに認識いたしております。

それから不透明なところ、不明な点が多々あるのではないかということに関しても、そういった中央競馬会等々の関係についても私はそういう事実関係は承知をいたしております。

それから、最後に1点だけ申し上げさせていただきますけれども、競馬議会の責任につきましては、これは普通の民間企業の経営でも同じでございますけれども、やはり法令に反する、もしくは善良なる管理注意義務といったようなものを怠ったといったような場合にはそういう指摘も当たると思いますが、そういったものは少なくともないということでございますので、責任については問うことは難しいというふうに考えております。

○渡辺幸貫委員 当席に競馬議長をしておるものがおりますので、私の見解をあわせて申

上げたいと思います。今、佐藤委員がおっしゃるとおり、地方自治法第104条の議会の秩序との説明については私も読みました。議場の秩序については議長に責任があるのです。ただ、議決等の、今まさに部長がおっしゃった善良なる判断とかいろいろな点について責任があるかどうかということ、競馬議員なり議決をした私たち地方自治体の議会にはその議決に伴った実際に与えた損害等の責任があるのではないかと、これを心配しているという旨の質問を、きのう、おととい盛んにしてまいりました。私も佐藤委員と同感で、議員としては心配だというふうに認識しております。

○千葉伝委員長 ほかにありますか。ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

少し時間をください。

任期最後の当委員会を散会するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。当委員会は平成17年6月に委員10名で構成され、以来委員各位におかれましては2年間にわたり、本県農林水産業の振興のため、終始熱心な御審査と活発な御討議をいただきました。私自身は、平成18年2月に環境福祉委員会から当委員会に移るとともに、同年3月に委員長職につかせていただき、以来1年余りでございますが、皆様の御尽力に対しましては心から敬意を表する次第であります。

思えば当委員会は、森のトレー問題、肉牛生産公社の清算問題、林業公社問題、そして岩手競馬と本県の重要課題の多くを抱え、県民の注目を受けてきたところでもあります。このような中、委員各位並びに終始誠意ある御対応をいただいた執行部の皆様の御協力、御支援のもと、委員長の職責を無事果たし得ましたことに対し、深く感謝を申し上げる次第であります。

終わりに、今任期をもって御勇退されます佐藤正春委員におかれましては、県議会議員として6期にわたり県勢発展に多大なる御尽力をなされまして、その御労苦に深甚なる敬意と謝意を表するものであります。また、来るべき選挙に立候補を予定される各位におかれましては、見事再選を果たされることを御祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。